

## 日本国憲法施行70周年に当たり立憲主義の堅持を求める決議

### 第1 決議の趣旨

当会は、日本国憲法施行70周年を迎えるに当たり、国に対し、日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の重要性を再確認し、改めて立憲主義を堅持することを求める。

### 第2 決議の理由

- 1 日本国憲法は、1946年（昭和21年）11月3日に公布され、1947年（昭和22年）5月3日に施行された。2017年（平成29年）5月3日で施行70周年を迎える。
- 2 日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つの基本原理を採用している。

基本的人権の尊重は、個々の人間に至上の価値を認め、これを尊重すべきとする考え方であり、第13条において個人として尊重されることが明文をもって定められている。

国民主権は、政治のあり方を最終的に決定する権限が国民に存するという考え方であり、憲法前文及び第1条に定められている。

平和主義は、平和なくして個人の自由と生存はあり得ないという歴史から学んだ教訓を礎として憲法前文及び第9条に定められたものであり、第9条は、第1項における戦争の放棄及び第2項における戦力の不保持・交戦権の否認と相まって、軍事力によらない徹底した恒久平和主義を定めている。
- 3 そして、日本国憲法は、行政権その他の国家権力の行使を厳格に制約することにより、国民の権利・自由の保護を目的とする立憲主義に立脚している。

すなわち、第98条1項は憲法に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しないと規定し、第96条では憲法規範を変更するための厳格な憲法改正手続を定め、第99条においては公務員の憲法尊重義務を規定している。
- 4 このような日本国憲法の下、現在まで、少なくとも日本国内において戦争は発生せず、日本に住む人々は戦争の惨禍に巻き込まれることなく生活してきた。国民主権の下、個別には様々な問題があるとはいえ、基本的人権が尊重され、人々は経済活動に勤しみ、第二次世界大戦後の荒廃から復興を遂げた。そして、経済活動を中心に世界における日本の存在感が増すに伴い、経

済活動以外の場面でも一定の役割を果たすことが求められることが多くなってきた。現在も、世界における日本の存在は小さいものでなく、日本国憲法とは異なる価値に基づいた役割を求められる場面がある。

こうした状況の中で、2015年（平成27年）、政府は歴代内閣が憲法上認められないとしてきた集団的自衛権の行使を認める閣議決定を行い、平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下「安全保障関連法」という）が採択された。その後、政府は、2016年（平成28年）に南スーダン共和国へPKOとして派遣される部隊に駆け付け警護の新任務を付与し、青森の陸上自衛隊第9師団を中心とする部隊を南スーダン共和国へ派遣している。現在も内閣提出のテロ等準備罪（いわゆる共謀罪）法案が国会で審議中である。

こうした政府の対応には、立憲主義や平和主義に反するとの指摘がされており、当会でもその都度見解を表明してきた。

- 5 以上のように日本国憲法の基本原理や基本理念である立憲主義に反すると議論のある法律が制定、施行、適用され、また、同様の議論があるテロ等準備罪法案が国会で審議される情勢の中で、日本国憲法施行70周年を迎える。そこで、当会は、国に対し、日本国憲法が採用している基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義の重要性を再確認し、改めて立憲主義を堅持することを求める。

2017年（平成29年）4月22日

青森県弁護士会